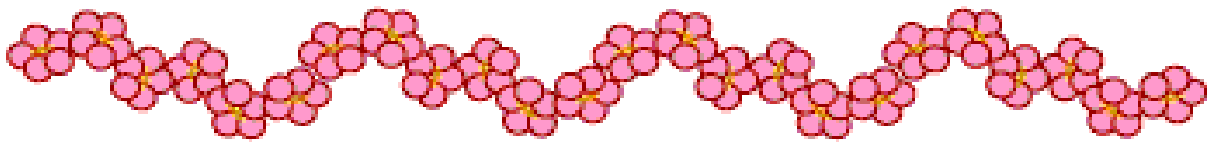


精神保健福祉のしおり



河内長野市障がい福祉課

0721(53)1111

精神障がい者保健福祉手帳 （精神保健福祉法第45条）

申請・相談先：市役所障がい福祉課

精神疾患による障がいのある方のために精神障がい者保健福祉手帳が交付されています。

《対象》

精神障がいのため日常生活や社会生活にハンディキャップのある方に交付されます。

入院・在宅による区分や、年齢制限はありません。

※障がいの範囲

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障がいは含まれません。

《障がいの等級と判定基準》

手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患と日常生活や社会生活の障がいの状態の両面から総合的に判定されます。

《申請書類一覧》

申請・届出事項		申請書	年金 証書 (写)	年金の 振込 通知書 (写)	同意書	手帳用 診断書	手帳 (写)	写真 縦4×横3cm	再交付 申請書	変更届	印鑑
新規	障がい年金と同じ等級 で申請する場合	○	○	○	○			○			○
	診断書で申請する場合	○				○		○			○ ※
更新	障がい年金と同じ等級 で申請する場合	○	○	○	○		○	○			○
	診断書で申請する場合	○				○	○	○			○ ※
河内長野市以外から居住時を移した 旨の届出（大阪市・堺市含む）		○					○	○			○ ※
等級変更の申請		○	△	△	△	△	○	○			○ ※
再交付							○	○	○		○ ※
記載事項変更 （氏名・市内転居）							手帳			○	○ ※

※印鑑の欄に「※」の記載されている手続きについては、印鑑を省略することも可能です。

※自立支援医療（精神通院）制度と同時申請が可能ですのでご相談ください。

●精神障がい者保健福祉手帳を取得すると…●

《税制上の優遇措置》

本人や、本人を扶養する家族にかかる所得税や、住民税などが減免されることがあります。
要件や申請時期等詳細については、下記へお問い合わせください。

措 置	問い合わせ先	電話番号
所得税の障がい者控除等	富田林税務署	0721(24)3281
相続税の障がい者控除等		
贈与税の非課税		
住民税の障がい者控除等	市役所税務課	0721(53)1111
種別割(旧：軽自動車税)の減免		
種別割(旧：自動車税)の減免	南河内府税事務所	0721(25)1131
環境性能割(旧：自動車取得税)の減免	軽自動車検査協会	050-3816-1842
	近畿運輸局大阪運輸支局	050-5540-2060
利子等の非課税(マル優)	郵便局・銀行等に直接お問い合わせください。	

《交通運賃の割引》

鉄道運賃や航空運賃等が割引される場合があります。各事業者によって適用が異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。

《有料公共施設の料金の減免》

大阪府内の公の施設等の使用料等が減額または免除される場合があります。

《携帯電話基本使用料の割引》

詳しくは各事業者にお問い合わせください。

《映画館・演芸場の料金の割引》

詳しくは利用される各映画館・演芸場にお問い合わせください。

《重度障がい者医療費助成制度》担当：市役所 保険医療課

医療保険適用の医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象は、精神障がい者保健福祉手帳 1級 を所持されている方です。

《後期高齢者医療制度への加入》担当：市役所 保険医療課

65歳から74歳までの方で、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入することで、医療機関の窓口でお支払いただく自己負担割合が1割（一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割）となる場合があります。

同制度へ加入すると、所得に応じた保険料のお支払いが必要になります。

《重度障がい者タクシー料金助成制度》担当：市役所 障がい福祉課

タクシーの初乗り運賃分の助成券を1ヶ月につき2枚の割合で交付します。

対象は、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持されている方です。

《その他》

- ・府営住宅の「福祉世帯向け」に申し込むことができます場合があります。
- ・生活保護を受給している方は障がい者加算の対象となる場合があります。
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。（1級のみ）
- ・NHK 受信料の減免の対象となる場合があります。



自立支援医療（精神通院）

障害者総合支援法

申請・相談先：市役所障がい福祉課

精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とする方を対象に、精神疾患の通院治療に係る医療費の自己負担割合が1割になり、月額自己負担上限額が定められます。

制度の利用には事前に申請が必要となります。

《対 象》

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とする方。

具体的には、通院される医療機関等に相談して下さい。

《利用できる医療機関》

各都道府県等の指定を受けた医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）の中から選定し、受給者証に記載された医療機関でのみ自立支援医療を受けることができます。指定状況については、各医療機関または市役所までお問い合わせください。

なお、原則通院先の医療機関は1か所までとなります。薬局は2か所までです。

《有効期間》

有効期間は1年間で、継続して受給を受ける場合、有効期限の3ヶ月前から有効期限満了日までの間に継続手続きを行ってください。（※継続手続きの案内はありません）

新規申請の場合、市の受付日から1年間となります。

申請・届出事項	申請書	同意書	市民税課 税証明書 ※1	健康保険 証（写） ※2	自立支援医 療用診断書	受給者証	記載事項 変更届	再交付 申請書	印鑑
新規	○	○	△	○	○				○ ※
継続・再認定	○	○	△	○	○△	○			○ ※
保険の種類変更	○	○	△	○	△	○			○ ※
医療機関変更	○					○			○ ※
住所・氏名変更						○	○		○ ※
再交付								○	○ ※
他府県から転入	○		○ ※3	○		○写し			○ ※

※1 自立支援医療申請時に市町村民税課税証明書が必要となる場合があります。

※2 生活保護受給者の方は不要です。（ただし、生活保護受給証明書が必要となる場合があります。）

※3 他府県（政令市を含む）から転入される場合は、改めて所得区分を審査しますので、市町村民税課税証明書が必要となる場合があります。

※4 印鑑については省略することも可能です。

●障害者総合支援法による障がい福祉サービスなど●

《障がい支援区分について》

サービスの利用には、障がい支援区分の認定が必要です。障がい支援区分には非該当・区分1～6まであります。区分によって利用できるサービスの内容や自己負担額が変わることがあります。

《障がい福祉サービスの内容》

注：抜粋しています

居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や身の回りのことなどのサービスをホームヘルパーとともに 行うことにより支援します。通院等介助も含みます。
グループホーム (共同生活援助)	食事や相談などの支援を受けながら共同生活をする場。
自立訓練(生活訓練)	施設や病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で必要な 生活能力の維持・向上のため通所して生活等に関する相談及び支 援その他必要な支援を行います。
地域移行・地域定着支援	施設や病院から地域生活に移行するための支援及び地域に定着 するための様々な支援を行います。
就労移行支援 (期限：二年間)	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じ て、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練をします。
就労定着支援 (6ヶ月以上42ヶ月未満)	就労移行支援等を利用して、一般就労に移行し6ヶ月経過した方 に対して事業所・家族等との連絡調整等一定期間支援します。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生 産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要 な訓練の提供

障がい者手帳・印鑑・収入のわかる
物等をご持参下さい
※印鑑は省略することも可能です

《利用までの流れ》

- 1、市役所 障がい福祉課にて申請
～サービス等利用計画(案)の作成が必要ですので、作成可能な
事業所等をご紹介します。
- 2、認定調査→審査(障がい支援区分の認定)
- 3、サービス等利用計画(案)に基づき支給決定
- 4、利用する内容にあった事業所を決めて契約し、利用開始

《費用について》

原則的にサービスにかかる費用の1割を負担していただきます。

※居宅介護自己負担額の例 (令和5年4月現在の額です。)

家事援助：1時間あたり約500円(1時間あたり約5000円×1割=500円)

自己負担上限額の減免制度がありますのでご相談下さい。

利用については、市役所障がい福祉課へご相談ください。

●地域生活支援事業●

＜＜相談支援事業＞＞ ※市委託相談支援事業所は次ページに掲載しております。

障がい者やその家族の日常生活での困りごとや悩み事等についての相談に応じます。サービス等利用計画の作成や事業所紹介も行います。

＜＜移動支援（ガイドヘルプサービス）＞＞

利用については、市役所障がい福祉課へご相談ください。

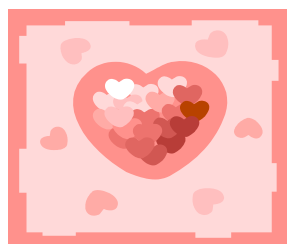
屋外での移動に困難のある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際にヘルパーが支援します。原則的にサービスにかかる費用の1割を負担していただきます。

サービスにかかる費用単価は1時間あたり2,000円（30分として計算する場合は1,000円）ですので、自己負担額は1時間あたり200円となります。

世帯の収入状況	月額上限額
①生活保護受給世帯	0円
②市民税非課税世帯	0円
③市民税課税世帯	4,000円

●こころの健康・医療に関する相談がしたいとき●

機関名	相談内容		連絡先
河内長野市 保健センター	医療に関する相談を行っています。		0721 55-0301
富田林保健所	精神科に関する専門の医療相談を行っています。地区の担当者がいます。		0721 23-2681
救急安心センター おおさか	急な病気やけがの緊急性に関する相談と症状に応じた救急病院の案内を行います。		#7119 または 06(6582) 7119
おおさか精神科 救急ダイヤル (24時間)	夜間休日を中心に24時間府民の様々な医療相談に対応するための電話相談窓口		0570 (01) 5000
	平日9時～18時	平日のその他の時間及び休日	
	医療機関等の関係機関を紹介・案内します。	様々な相談に応じるほか、必要に応じて救急当番病院を案内する。	



●精神保健福祉についての相談がしたいとき●

機関名	相談内容	連絡先
河内長野市役所 障がい福祉課	精神障がい者の社会復帰・日常生活に関する相談に応じています。 自立支援医療・精神障がい者保健福祉手帳についての相談・申請手続きも行います。 (年末年始・祝日を除く 月～金の9:00～17:30)	0721 53-1111 内線 194
相談支援事業所 ころっと	精神障がい者やその家族の日常生活での困りごとや悩みごと、将来への不安や就労のこと、福祉サービスの利用方法等の相談について情報提供や助言等を行います。 (年末年始・祝日を除く 月～金の9:00～17:30)	0721 53-4086
基幹相談支援センター ピアセンターかわちながの (相談支援事業)	障がい者やその家族の日常生活での困りごとや悩みごと、将来への不安や就労のこと、福祉サービスの利用方法等の相談について情報提供や助言等を行います。 (年末年始・祝日を除く 月～金の9:00～17:30)	0721 70-7002

●日中の活動の場●

※主に精神障がい者を対象としている活動を抜粋して掲載しています。

施設名	内容等	所在地等
地域活動支援センター ころっと	軽スポーツや趣味の活動ほか地域の実情に合わせた活動の機会を提供するとともに、社会との交流をはかる場です。見学等利用については直接お問合せ下さい。 月～金 9:00～17:30	河内長野市 本町26-29 福田ビル 5階 0721 53-4086

その他近隣地域の事業所については市役所障がい福祉課または相談支援事業所にご相談下さい。

●河内長野市立福祉センター等●

施 設 名	利用方法等	所在地・問い合わせ先
河内長野市立 障がい者福祉センター あかみね	手帳を提示し、申し込んでください。 《休館日》 日曜・祝日・年末年始 《利用時間》 平日は午前9時から午後5時まで 土曜日は正午まで	河内長野市 小山田町379-16 TEL0721-56-1590
河内長野市立福祉センター 錦溪苑	いずれかの施設に手帳を提示し、利用証の 交付を受けてください。 《休館日》 ① 毎週月曜日（祝日にあたるときは、その翌日も） ② 国民の祝日（敬老の日を除く） ③ 敬老の日の翌日 ④ 12月29日から翌年1月5日まで ※ 臨時に休閉館する場合があります。 《開館時間》 午前9時から午後5時まで （浴室は午前11時から午後4時まで）	河内長野市 大師町26-1 TEL：0721-65-0123
河内長野市立小山田 地域福祉センター あやたホール		河内長野市 小山田町1824-4 TEL：0721-54-0773
河内長野市立清見台 地域福祉センター くすのかホール		河内長野市 清見台4-18-2 TEL：0721-62-7799

●詳しくは各施設に直接お問い合わせください●



《障害年金》

病気やけがによって日常生活や就労が困難になる等の障がいの状態になった場合、一定の条件を満たせば支給されます。申請には医師の診断書等が必要です。

◆障害基礎年金

①国民年金加入中に障がい者になった場合（拠出制年金）

②20歳前に障がい者になった場合（無拠出制年金）

～窓口～河内長野市 市民窓口課

◆障害厚生年金・障害共済年金

上記の年金に加入していた場合

～窓口～日本年金機構 年金事務所又は年金相談センター

※共済組合加入期間がある方は、申請先が異なる場合があります。



《特別障がい者手当》 担当：市役所 障がい福祉課

20歳以上の障がい者で、重度の障がい（身体障がい者手帳1～2級・療育手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級相当の障がい）が重複している場合や、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がい者などが受給できます。申請には医師の診断書が必要です。

※入院や施設入所している場合は受給できません。また所得制限もあります。

《障がい児福祉手当》 担当：市役所 障がい福祉課

20歳未満の障がい児で、重度の障がい（身体障がい者手帳1～2級・療育手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級相当の障がい）を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児が受給できます。申請には医師の診断書が必要です。

※対象の障がい児が障がいを支給事由とする年金を受給したとき、施設に入所したとき、障がいの程度が認定基準の障がいの状態に該当しなくなったとき、または20歳に達したときには受給資格がなくなります。また所得制限もあります。



《高額な診療を受ける場合の制度》

病気やけがなどで医療機関にかかり高額な診療を受ける場合、一ヶ月の医療機関などでの支払いを一定金額までにすることができます。

●窓口●

国民健康保険の方は、市役所保険医療課に、
その他の保険の方は、ご加入の医療保険にご相談下さい。

《日常生活自立支援事業》

いろいろな福祉サービスなどを利用したいけれど利用のしかたがわからない、日常生活の中での金銭管理に不安がある等、住み慣れた地域での生活を支援する事業です。

～利用対象者～

判断能力に不安のある方。

～援助内容～

- 福祉サービスについての情報提供
- 日常的な金銭管理の援助
- 通帳・印鑑などの保管

※相談や支援計画の作成は無料です。生活支援員による援助は原則として利用料が必要です。

◆申し込み先：河内長野市社会福祉協議会 Tel：0721-65-0133◆

《成年後見制度：任意後見制度》

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を、家庭裁判所が選任した後見人によって保護・支援する制度です。

◆後見制度の申立て～大阪家庭裁判所堺支部 072-223-7001（代表）

大阪府堺市堺区南瓦町2-28（南海高野線堺東駅から南西へ徒歩5分）

◆任意後見制度の利用～堺公証人合同役場 072-233-1412

大阪府堺市堺区北瓦町2-4-18 現代堺東ビル4階

◆その他の相談先～

社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 06-6941-5351

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号（地下鉄谷町4丁目駅8番出口より谷町筋を南へ徒歩5分）

電話相談専用 06-4790-5656



＝主要施設・公的機関等＝

施設名	住所	電話番号	FAX番号
河内長野市 社会福祉協議会	586-0033 河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店4階内	0721 (65) 0133	0721 (65) 0143
天王寺 年金事務所	543-0055 天王寺区悲田院町7-6	06 (6772) 7531	06 (6772) 3338
南河内 府税事務所	584-0031 富田林市寿町2-6-1	0721 (25) 1131	0721 (25) 2192
軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所	594-0031 和泉市伏屋町1-13-3	050-3816-1842	072 (284) 8767
近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	594-0011 和泉市上代町	050-5540-2060	
大阪府こころの 健康総合センター	558-0056 住吉区万代東3-1-46	06 (6691) 2811	06 (6691) 2814
(社) 大阪府精神障がい者 家族会連合会	540-0006大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂A棟4階	06 (6941) 5797	06 (6945) 6135
ハローワーク 河内長野	586-0025 河内長野市昭栄町7-2	0721 (53) 3081	0721 (53) 3194
富田林保健所	584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721 (23) 2681	0721 (24) 7940
南河内南障がい者就業・ 生活支援センター	586-0025 河内長野市昭栄町2-1-101	0721 (53) 6093	0721 (53) 6095
大阪家庭裁判所 堺支部	590-0078 堺市堺区南瓦町2-28	072 (223) 7001	
堺公証人合同役場	590-0076 堺市堺区北瓦町2-4-18 現代堺東ビル4階	072 (233) 1412	072 (233) 1441
成年後見センター・リー ガルサポート大阪支部	540-0019 大阪市中心区和泉町1-1-6 大阪司法書士会館内	06 (4790) 5643	
高齢者・障がい者総合支 援センターひまわり	530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館 1階	06 (6364) 1251	06 (6364) 1252
堺脳損傷協会	599-8242 堺市中区陶器北449	072 (236) 4176	
大阪府発達障がい者支援 センターアクトおおさか	540-0026 大阪市中心区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A	06 (6966) 1313	06 (6966) 1531

